

【参考】 表3 平成26年4月以降に第3種・第4種踏切道で発生した死亡事故一覧  
(報告書公表済みのもの)

〈第3種踏切道〉

No.	発生年月日	通行者	通行者 (運転者) の年齢	通行者 発見時 の列車 速度	交通規制	事故後に講じられた主な措置	備考
1	H26.10.3	歩行者	71	64	二輪の自動車以外の自動車 通行止め		(通行者:聴覚障がい)
2	H28.6.10	軽自動車	73	63	規制なし	雑木伐採、 踏切注意柵再塗装、一旦停止線標示、 反射鏡の設置、広報誌での啓発	
3	H28.11.10	歩行者	81	61	二輪の自動車以外の自動車通 行止め	庭木剪定、 全方位型赤色せん光灯の設置	(通行者:聴覚障がい)
4	H29.3.23	歩行者	67	55	二輪の自動車以外の自動車通 行止め	停止線再標示、 看板建植、 全方位型赤色せん光灯の設置	(通行者:聴覚障がい)
5	H29.9.18	自転車	18	50	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(軽自動車、小型特殊自 動車を除く)	車止め増設、 全方位型赤色せん光灯の設置、 路面に“止まれ”標示、停止線標示、 啓発活動(事故防止に関する指導を市内の 小中学校長に依頼、駅でチラシ配布)	
6	H30.4.11	歩行者	29	81	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(小型特殊自動車を除く)		(通行者:踏切に横 たわっていた)

〈第4種踏切道〉

No.	発生年月日	通行者	通行者 (運転者) の年齢	通行者 発見時 の列車 速度	交通規制	事故後に講じられた主な措置	備考
7	H26.4.12	小型特殊自動車	77	64	二輪の自動車以外の自動車 通行止め	二輪の自動車以外の自動車が通行で きないように、金属製の杭を設置	
8	H26.6.9	小型自動車	25	80	規制なし		
9	H26.7.11	普通自動車	70	50	規制なし		踏切障害に伴う列 車脱線事故
10	H26.10.27	原動機付自転車	18	75	規制なし		
11	H27.6.19	歩行者	83	60	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(小型特殊自動車を除く)	本件踏切含め21踏切計32箇所 に気笛吹鳴標設置、その他22踏切計32箇 所に気笛吹鳴標交換	(通行者:片足が不 自由、片方の耳が 聞こえにくい)
12	H27.8.26	軽自動車	79	73	二輪の自動車以外の自動車 通行止め(軽自動車、小型 特殊自動車を除く)	草木伐採、 注意看板撤去、踏切注意柵再塗装	
13	H27.11.14	軽自動車	82	68	大型自動車通行止め	気笛吹鳴標識設置	
14	H28.3.3	歩行者	46	65 ~70	規制なし		
15	H28.3.20	歩行者	91	52 ~53	自動車の全面通行止め		(通行者:耳が遠 い)
16	H28.6.17	歩行者	32	75	自動車の全面通行止め	踏切の廃止	(通行者:イヤホン 装着)
17	H28.7.7	歩行者	73	120	自動車の全面通行止め		(通行者:脳の機能 低下、左目はうっす らと見える程度)

No.	発生年月日	通行者	通行者 (運転者) の年齢	通行者 発見時 の列車 速度	交通規制	事故後に講じられた主な措置	備 考
18	H28.7.29	自転車	64	85	二輪の自動車以外の自動車 通行止め	踏切の廃止時期(平成30~31年度予 定)を早める検討	
19	H28.8.22	軽自動車	71	44	規制なし	草木除去	
20	H28.9.6	軽自動車	70	60	規制なし	雑木伐採、雑草除去、 道路勾配緩和工事、 クロスマーク、踏切注意看板設置	
21	H28.9.12	自転車	9	65	自動車の全面通行止め	雑木伐採、 規制杭(車止め)の設置、 踏切の廃止	
22	H28.9.27	原動機付自転車	26	84	耕運機及び幅1.3mまでの車両 以外の車両の通行止め	草木除去、 気笛吹鳴標識設置	
23	H28.10.8	軽自動車	36	80	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(軽自動車、小型特殊自 動車を除く)	除草、防草シート設置、 地域広報誌での啓発	
24	H28.10.16	普通自動車	30	35	規制なし	踏切路面黄色塗装、 停止線再塗装、反射鏡大型化、 進入禁止看板設置	
25	H28.11.2	原動機付自転車	73	61	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(小型特殊自動車を除 く)、冬季規制(冬季の降雪期間 において全面通行止め)	雑草伐採、 反射板の設置、 気笛吹鳴標識設置	
26	H28.11.6	軽自動車	82	85	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(軽自動車、小型特殊自 動車を除く)	踏切の廃止	
27	H29.1.8	歩行者	73	57	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(軽自動車、小型特殊自 動車を除く)		
28	H29.3.6	自転車	83	77	二輪の自動車以外の自動車通 行止め(小型特殊自動車を除く)	道路端部の塗装を反射性のオレンジ色 に変更、防災行政無線での啓発	
29	H29.6.20	普通自動車	33	73	大型自動車通行止め	草刈り 気笛吹鳴標識設置	自動車の交通規制 に関する提言
30	H29.6.27	歩行者	30	78	二輪の自動車以外の自動車通 行止め	踏切の廃止予定	
31	H29.9.7	原動機付自転車	26	70	二輪の自動車以外の自動車通 行止め	規制杭修繕、 踏切警標取り替え、踏切注意柵修繕、 市道再舗装、「横断注意」標示	
32	H30.1.16	原動機付自転車	50	82	規制なし	竹伐採、施工基面への除草剤散布	
33	H30.2.27	歩行者	44	77	二輪の自動車以外の自動車通 行止め		
34	H30.7.30	歩行者	74	83	車両通行止め(自転車を除く)		

※ 「通行者発見時の列車速度」の単位は、km/h。

※ 「交通規制」は、事故発生当時のもの。

※ 「事故後に講じられた主な措置」は、各報告書に記載されている主なもの。